求職活動申立書

求職活動の方、就労内定の方

令和　　 年　 　月　 　日

（あて先）幸手市福祉事務所長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所 |  |
| 保護者氏名（署名） |  |
| 電 話 番 号 | 　　　　　（　　　　） |

下記の者は就労を予定しており求職活動を行うため、保育所等への入所（継続）を希望します。入所した日から２か月以内に就労し、就労証明書を提出することを確約いたします。また保育の必要性事由の就労に該当する基準（1月16日(週4日)以上・1日4時間以上・月64時間以上）を満たすことを誓約します。

なお、就労証明書を提出することができない場合は、退所となることを了承します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 求職者 | 氏名 |  |
| 児童との続柄 | □ 父　　□ 母　　□ その他 (　　　　 　) |
| 入所(希望)児童 | 氏名 |  |
| 生年月日 | 平成令和　　　年　　　月　　　日生まれ　　　　歳 |
| 前職を離職した日 | □ 令和 　　　 年 　 　　 月 　　 　 日　　□ 前職なし |
| 現在の状況 | □ 求職活動を行った　面接の件数 　　　　　　 件□ 内定し、入所したら就労予定になっている ※雇用契約書の写しを添付□ 求職活動を行っていない　□　活動開始予定日　令和 　　　 年 　　　 月 　　　 日□　入所後から活動開始 |
| ハローワークの登録 | □ 登録済み（R 　　年 　　月 　　日登録）※登録証の写しを添付□ 未登録 |
| 求職活動の内容 | □ ハローワークに相談している□ 新聞、インターネット等の求人情報を検索している□ 会社説明会等に参加している□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 就労先の希望内容 | 週 　　　 日・１日あたり 　　　 時間程度・月 　　 　 時間程度□ 扶養を超えての就労を希望　□ 扶養の範囲内を希望 　 |

備 考

１　就労先が決まった場合は，速やかに就労証明書を提出してください。

２　入所後、２か月以内に就労先が決まらない場合は，その月末をもって退所となります。

３　既に入所している児童の保護者等が離職した場合についても、離職後１週間以内に就労証明書またはこの申立書を提出してください。

求職活動申立書

記入例

令和○○年　４月　１日

（あて先）幸手市福祉事務所長

入所申込書（支給認定申請書）を記入した保護者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 幸手市　大字天神島１０３０－１ |
| 保護者氏名（署名） | 　幸　手　太　郎　　　　　　　　　  |
| 電話番号 | 　０４８０（　４２　）　８４５４ |

記の者は就労を予定しており求職活動を行うため、保育所等への入所（継続）を希望します。入所した日から２か月以内に就労し，就労証明書を提出することを確約いたします。また保育の必要性事由の就労に該当する基準（1月16日以上64時間）を満たすことを誓約します。

求職活動を行う人の氏名と続柄、子どもの氏名と生年月日を記入してください。

なお、就労証明書を提出することができない場合は、退所となることを了承します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 求職者 | 氏名 | 幸手　桜子 |
| 児童との続柄 | □ 父　　■ 母　　□ その他 (　　　　 　) |
| 入所（希望）児童 | 氏名 | 幸手　一郎 |
| 生年月日 | 平成令和　　２９　年　４　月　２０　日生まれ　１　　歳 |
| 前職を離職した日 | ■ 令和 　○○　 年 　２　 月 　２８　 日　　□ 前職なし保育所に入所している場合、前職の離職日を記入してください。 |
| 現在の状況 | ■ 求職活動を行った　面接の件数 　　２０　　 件□ 内定し、入所したら就労予定になっている ※雇用契約書の写しを添付□ 求職活動を行っていない　□　活動開始予定日　令和 　　　 年 　　　 月 　　　 日現時点での求職活動の状況を記入してください。□　入所後から活動開始 |
| ハローワークの登録 | ■ 登録済み（H・R 　　年 　　月 　　日登録）※登録証の写しを添付□ 未登録 |
| 求職活動の内容 | ■ ハローワークに相談している□ 新聞、インターネット等の求人情報を検索している□ 会社説明会等に参加している□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 就労先の希望内容 | 週 　５　 日・１日あたり 　６　 時間程度・月 　120　 時間程度■ 扶養を超えての就労を希望　　□ 扶養の範囲内を希望　 |

備 考

１　就労先が決まった場合は，速やかに就労証明書を提出してください。

希望している就労条件がありましたら、記入してください。

なお、就労での保育認定には、常時月 最低16日・６４時間以上(週４日以上かつ1日４時間以上)の労働が必要となります。

２　入所後、２ケ月以内に就労先が決まらない場合は，その月末をもって退所となります。

３　既に入所している児童の保護者等が離職した場合についても、離職後１週間以内に就労証明書またはこの申立書を提出してください。